

設、公共交通機関の駅などにポスターを張る。それから各使用者団体、業界団体のリーフレットの配布をする。さらに都道府県労働局のホームページに登載するなどして最低賃金額の周知徹底を行うとともに、市町村などの広報誌がありますから、こうこうどこのことも掲載をお願いする。様々な形で周知広報活動を行ってきました。一方で、おそれども、今後とも、インターネットを活用する、その他労働者、使用者団体、民間団体などに最低賃金の内容及びその額について広く周知徹底をして、一層の国民への浸透を図っていかたいと思います。

○渡辺孝男君 また、法改正では罰則強化をすることにしているわけありますけれども、その罰則強化の効果はどの程度期待されるのか。また、特定最低賃金に当たっては罰則が適用外になりますけれども、しがらしがりそれも守つていかなければいけない。そういうことで違反防止対策としてはどのようなことが配慮されているのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則につきましては、罰金等臨時措置法によるものばかり、昭和三十四年の法の制定以来見直しが行われております。この間の賃賃価値の変動等によりまして罰則の制裁的效果が低下してきておりました。このため、現行二万円であります最低賃金不払に係る罰金額の上限について見直しを行いまして、現行の賃金額払い違戻の罰金の上限額、労働基準法ですが、三十万円であります。これが二倍程度に相当する五十万円を地域別最低賃金不払に係る罰金額の上限としていたしました。

一方、一定の事業又は職業に適用される最低賃金、これを今回は産業別最低賃金から特定期別最低賃金としていたしましたが、これにつきましては、一方で地域別最低賃金をすべての労働者についての最低限を保障する安全網としての役割を担わせるとして、今申し上げたような罰則強化をしたわけであり

ますが、この特定最低賃金だけまでは関係労使のイニシアチフにより設定され、そして企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものだとこうして公正な賃金設定に資するんだというふうと整理をいたしまして、言わば地域別最低賃金の持つ安全網としての役割とはまた別の趣旨の役割を果たすだけあります。

○この特定最低賃金につきましては、今申し上げましたような最低賃金法上の罰則の適用はないわけでありますけれども、最低賃金法上、民事的効力を有するといふことにいたしております。したがいまして、特定最低賃金の不払ということはどういうことになるかというと、これは賃金の全額払い違反、これは労働基準法の二十四条でありますけれども、これ違反ということになります。そういうことありますので、この基準法違反といふことで罰則が、罰金の上限は三十万円でありますが、これが適用されることになります。こういったことにより労働者の保護が図られるものと考えております。

○渡辺孝男君 そういう意味では、特定最低賃金に関しても守られる、配慮がなされているというふうとあること、どうしたことであります。

わざとお聞きしたいんですが、資料をお配りしております。三枚目以降を見ていたらいいんですが、建設請負会社のエム・クルー、これはネットカフエ難民を扱う会社として登場して、社長がホームレスだったこと、あるいは竹中平蔵さんと非常に仲がいいというか、そんなことでも話題になっています。これは、都内主要駅ほとんど、レストボックスという二段ベッドの宿舎を提供して、簡易宿泊と建設請負の仕事紹介をセットにして営業している、そういう企業です。

この会社で働いている労働者が今年十月労組を作りまして、安全協力費とか福利厚生費の名目で最大一日五百円の天引きが同意なく行われているということで全額返還を求めております。

お配りしたのは、この会社の建設会社に対して向けたチラシと、それから労働者に向けて出した案内。これを見ますと、建設会社が支払う料金というのは一日一人当たり、これキャンペーン中なんとかよいと安いんですが、組合によりますと一日一人当たり一万一千三百八十九円なんですね。ところが、一枚目見ていたらしく、労働者に対する賃金見ると、これ七千七百円なんですね。問題の経費五百円、これから引きますから手取りで七千一百円、もう実にマージン率が四二%ということになるわけですね。

これ、時給換算すると九百円で、まあ最低賃金はクリアしているかもしれません。しかし、料金の六割程度の賃金で、しかも交通費込みだと宿泊費、これは千八百円取られるんで、残るのは五千四百円。これ、伝伝では、エム・クルーデ働いて頑張れば部屋が借りられるようになる、こう言っていますけど、「これは生きいくのが精一杯ではないかな」というふうに思うんですね。最寄がやっぱり低いことがこういう事態を生んでいる原因の一つにもなっているのではないかと思うんですが、この会社、建設請負で派遣事業の登録していません。しかし、実際には他社の工事現場に労働者を送る、実態としては

○小池晃君 それから、最低賃金制度にかかるお聞きしたいんですが、資料をお配りしてあります。三枚目以降を見ていたらいいんですが、建設請負会社のエム・クルー、これはネットカフエ難民を扱う会社として登場して、社長がホームレスだったこと、あるいは竹中平蔵さんと非常に仲がいいというか、そんなことでも話題になっています。これは、都内主要駅ほとんど、レストボックスという二段ベッドの宿舎を提供して、簡易宿泊と建設請負の仕事紹介をセットにして営業している、そういう企業です。

労働者派遣。元々、建設は禁止されているはずなんです。

大臣、今こういう貧困ビジネスというのが大きく広がっているんですね。宿泊施設付きの派遣や請負、こういう事態について実態把握がされているのか。もし把握していないのであれば、私は派遣法や労基法に基づいてきわどく調査すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣（舛添要一君）今は一つ個別の案件を御引用なさいましたけれども、一般的に、基本的には労働関連の法令に違反したところに對してはきちんと厳正な処置をやると、そういう方向で我々はやっていっているし、今後ともその方向は曲げないでやっていきたいというふうに思っております。

○小池晃君いや、そういう一般論じゃなくて、こういう貧困ビジネスというのはかなり大きなトレンドになってきており、厚生労働省としてもこれはやつぱり一定の問題意識を持って調査をするという態度、必要じゃないですか。

○國務大臣（舛添要一君）その点も含めまして、先ほど来のほかの委員の先生方にもお答えいたしましたけれども、九月から労働政策審議会においてそういう点も含めて派遣労働の在り方について再検討を加えるということをきちんとやつておりますので、その結果を踏まえて必要な対処をいたしたいと思います。

○小池晃君 それから、最低賃金について生活保護を下回ってはいけない、これ当然の話なんですが、生活保護制度には労働控除という仕組みがあります。勤労収入を得るために特別な経費が必要になることから、平均でいうと月二万三千百三円、時給だと百三十一円です。

基準局長は「これ、労働して賃金得る場合に生活保護を受ける場合よりも必要経費が増加する」という観点から見れば、一定程度上回すが、生活保護制度には労働控除という仕組みがあります。労働者委員が何名か。ナショナルセンター別にはどうなっているのか。それから、パート労働者とか非正規労働者、最低賃金が問題になるようなそういう組合からの委員はいるんでしょうか。簡潔に。

○政府参考人（青木豊君）最低賃金審議会委員の労働者代表でござりますけれども、中央及び地方の最低賃金審議会、合計いたしますと、合計で二百四十三人、中央は六人、地方は二百三十七人といふことでござります。

最後に、最低賃金審議会の構成についてお聞きますが、労働者委員が何名か。ナショナルセンター別にはどうなっているのか。それから、パート労働者とか非正規労働者、最低賃金が問題になるようなそういう組合からの委員はいるんでしょうか。簡潔に。

○政府参考人（青木豊君）最低賃金審議会委員の労働者代表でござりますけれども、中央及び地方の最低賃金審議会、合計いたしますと、合計で二百四十三人、中央は六人、地方は二百三十七人といふことでござります。

お尋ねのナショナルセンター別に見ますと、二百四十三人は日本労働組合総連合、連合に加盟する労働組合から推薦された候補者でございます。それから、パート等非正規労働者についてでありますけれども、これは最低賃金審議会の労働者代表委員につきましては、関係労働組合の推薦を受けた者の中からいわゆるパートタイム労働者等、そういう労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているというふうに考えております。

○小池晃君 やつぱり当事者がいなければ、な議論できません、と思うんですが。
わざと、もう時間ないんで答弁はいいですが、厚生労働省が把握している労働組合の構成比率は、連合で言うと六六%、連合以外で三三%だ、どうもうに私はお聞きしました。大臣、この最低賃金審議会の労働者委員が長年連合だけだという事態続いているんですけども、やつぱりこれは広く公募して民主的手段で毎年改選すべきだという声が寄せられておりますが、この問題についてやつぱり検討していく必要があるのではないかというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○國務大臣（舛添要一君）この毎年改選を一年改選というふうにしたのは、国の審議会一般の任期が二年だということでそれに合わせようというとの趣旨でありますけれども、委員の任期が二年だ、それで合わせようとするけれども、委員のねつしやるような意見があるということをきちんど賜った上で更に検討を続けていきたいと思います。

○小池晃君 四十年ぶりの最賃法の改定労働者の期待は大きいわけですが、なかなかいろいろな問題がある、事業者の支払能力定めているのはOECD加盟三十か国で日本とメキシコだけというような問題もあります。異なる修正を是非することを呼び掛けたいということで、質問を終わります。

○委員長（若本司君） 他に御発言もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

最低賃金法の一部を改正する法律案の修正について小池君から発言を求められておりますので、「この際、これを許します。小池晃君。

○小池晃君 私は、ただいま議題となっております最低賃金法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局したものと認めます。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

「これよりその趣旨について御説明いたします。

今日、貧困と格差の拡大が日本社会の深刻な問題となつております。どんなに奮闘しても生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ばれる世帯は四百万以上、年収二百万円以下の労働者は実に一千万人を超えております。

その原因の一つは、先進国で最も低水準の最低賃金額が、労働者の最低生活の下支えどころか、おもしりになつたことにあります。その深刻さから三十九年ぶりの改定が行われる」となり、労働者も大きな期待を寄せていました。ところが、政府案では、都道府県別の四十七種類という世界一細かく分かれている地域別最低賃金制を固定化し、引上げのブレークとなりてきた事業者の支払能力を決定要素に残すなど、労働者の切実な要求から懸け離れたものとなつております。そのためを残したものとされています。

本修正の目的は、貧困と格差の解消に果たす前になつておる全国一律最低賃金制の創設を始め、真に最低限度の生活を保障するための措置をとることとしております。

以下、提案する修正案の骨子を説明いたします。

第一に、第一条の目的規定に、憲法第二十一条第一項の趣旨を表す「健康で文化的な最低限度の生活を確保するためには必要な」の文

言を追加し、最低賃金法の目的を明確にしております。

第二に、全国を通じすべての労働者に対し一律に適用される全国最低賃金を創設します。

さらに、全国最低賃金が不適当と認められる地域については、全国最低賃金額を上回る額で地域最低賃金を定めるものとしております。また、労働者又は使用者からの申出により、全国最低賃金を上回る額で産業別最低賃金を定めることができます」といたします。

第三に、全国最低賃金と地域最低賃金は、労働者及びその家族が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な経費を基本として定めなければならないこととし、事業者の支払能力は決定要素から削除します。

第四に、改正後の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に対する支援の適正化に係る措置、中小企業に対する支援に係る財政上、税制上及び金融上の措置等の措置を講じなければならない」としております。

第五に、最低賃金額は時間だけでなく、日、週又は月によつて定める」と、産業別最低賃金に係る違反についても罰則の対象とする」と、派遣中の労働者の最低賃金は派遣先、派遣元の最低賃金のうち金額の高い方の適用とする等、所要の措置を講じることとしております。

この修正によつて、最低賃金を大幅に上げてほしいといつう労働者の願いにこたえるものになるものと確信します。

以上述べて、提案理由の説明といたします。

是非とも御賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（若本司君） これより労働契約法案並びに最低賃金法の一部を改正する法律案の原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、労働契約法案、最低賃金法改正法案に反対、

最低賃金法修正案に賛成の討論を行います。

最低賃金法に反対するのは、労働者、国民の切実な願いである現行最低賃金の抜本的引上げに結び付くものではないからです。

現在の最低賃金は年収二百万円にもならない低水準の上、四十七都道府県ばらばらで大きな地域格差があります。本法案には生活保護水準との整合性が盛り込まれましたが、大幅引上げや格差解消には不十分な内容です。

事業者の支払能力を最低賃金決定の際に考慮に入れている国は、OECD三十か国中メキシコと日本だけです。支払能力基準を削除し、最低賃金が憲法二十五条の生存権保障であることを明確にする必要があります。

また、本法案によつて、地域別最低賃金は必ず定めなければならないものとされました。本委員会の審議の中でも、地域別最賃の導入は世界でわずか九か国にとどまり、圧倒的多数は全国一律最低賃金であることが明らかになりました。深刻化する地域格差を解消し、すべての労働者の賃金引上げを実現するためにも、地域別最低賃金を必須のものとするのではなく、中小企業支援の抜本的な強化と併せて、全国一律最低賃金の導入こそが必要です。物価や生計費の違いは全国一律最低賃金に上乗せして地域別最低賃金を定めればよく、全国一律最低賃金を導入しない理由にはなりません。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化している中で、地域別最低賃金が強化され、大幅引上げにつながつていくことが求められている現状で、本法案の改正は一步前進と評価できます。最低賃金の不払に対する罰則規定も引き上げられ、憲法二十五条が改めて明記され、今後の引上げにつながつていくことが求められている現状で、本法案の改正は一步前進と評価できます。

また、共産党が提出された修正案は、全国一律の最低賃金制などを修正案として盛り込み、原案に対する補強、強化するものであるという期待される法案であると考えます。

また、共産党が提出された修正案として盛り込み、原案に対する補強、強化するものであるという期待される法案であると考えます。

今後、改正された最低賃金法がすべての労働者の最低限度の賃金が保障されるセーフティーネットとして実質的な効果をもたらし、十分機能していくよう、関係機関の更なる環境整備と御努力を期待し、私の賛成討論を終わります。

○委員長（若本司君） 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその共産党提出の修正案について賛成意見を述べます。

内閣法の改正法案では産業別最低賃金が特定最低賃金になり、罰則規定がなくなること

で実質廃止の方に向つてしまつたことは問題です。産業別最低賃金は、公正な賃金決定の確保、労使交渉の補完的な役割を持つていた観点から継続することが望ましいと考えます。また、全国一律の最低賃金基準を設けるべきと社民党は訴えてきましたが、「この点について盛り込まれなかつた」とは不十分であると評議せざるを得ません。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化している中で、地域別最低賃金が強化され、大幅引上げにつながつていくことが求められている現状で、本法案の改正は一步前進と評価できます。最低賃金の不払に対する罰則規定も引き上げられ、憲法二十五条が改めて明記され、今後の引上げにつながつていくことが求められている現状で、本法案の改正は一步前進と評価できます。

また、共産党が提出された修正案は、全国一律の最低賃金制などを修正案として盛り込み、原案に対する補強、強化するものであるという期待される法案であると考えます。

また、共産党が提出された修正案として盛り込み、原案に対する補強、強化するものであるという期待される法案であると考えます。